

安全安心な住宅建築のために

佐賀県建築士会会長 犬塚 敏治



新年あけましておめでとございませう。謹んで新春のお慶びを申し上げます。

県建築士会の事業運営に対しまして格別のご協力ご支援を賜りまして厚くお礼申し上げます。昨年、県内はもとより日本列島の全域において記録的な集中豪雨や台風、また、数多い低気圧の発生による影響により多くの方々が被災されました。全国各地で被災されました皆様に対し、心よりお見舞いを申し上げますと共に皆様の一日も早いご再建をお祈りいたします。県内の8月豪雨災害では、佐賀県建築士会といたしましては、被災された市町の行政支援として、「建築相談窓口」へ地域の建築士会員の派遣を行い、被災者の自宅の復旧作業の支援としても建築士会員を派遣しました。また、フリーダイヤルの開設による被災地域の皆様の住宅に関するご相談等を受けてまいりました。今後とも、微力ではございますが、各地域の被災者の皆様のお手伝いを続けて参ります。

さて、平成30年12月16日に公布された「建築士法の一部を改正する法律」(平成30年法律第93号)が今年3月1日に施行されます。これにより建築士試験の受験要件が変わり、新しい建築士制度がスタートします。

見直しの背景には、近年、建屋、大工、及び国の機関や県市町の公務員等で、建築に携わる個人や賛助会員で構成されていた被災建築物の応急危険度判定等に関する協定による判定士の派遣にも、被災前から、被災時に即、支援活動できるような体制を作り、行政の支援に取り組むこととなりました。今後とも、県民の皆様がその地域で安全に安心して生活できる地域を目指した建築士会の地域活動として、地域の住まいに関する相談相手となるよう取り組んでいきたいと思っております。

皆様方には、本年も一層のご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。良い干支の始まりのネズミ年の年頭のご挨拶とさせていただきます。

設計のプロとしての役割

佐賀県建築士事務所協会会長 平野 直人



新年明けましておめでとございませう。令和2年の新しい年を迎える

にあたり、謹んで新春のお慶びを申し上げます。旧年中は皆様方には、当協会の運営・事業の推進にご支援、ご協力を賜り誠にありがとうございました。

昨年、台風・豪雨などにより、甚大な被害を受け、被災された皆様、そのご家族の皆様には、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早く復興を遂げられますように心よりお祈り申し上げます。

建築設計業界に目を向けてみると、当面の課題として業界からの若者離れが指摘されています。設計三会が共同で提案した、建築士法による、建築士の受験資格及び免許登録要件にかかる告示の改正が、令和2年3月1日に施行されます。少しでも若者の業界離れに歯止めがかけられと期待しております。

今年、建築設計という業界が大きな転換点にあり、加えてスピードある対応が社会から求められる中、我々も内部から変わらざるを得ない状況です。IC、ICT、AI、BIMなどのデジタル革新が求められています。設計という仕事の特性から課題

は多くありますが、働き方改革に注力することも不可避となっています。大変多くのかつ解決の困難な課題もあります。当協会として、建築士事務所に対してどのようなバックアップができるか協会の皆様のご意見を幅広く伺いながら取り組んで参りたいと考えております。

今後とも、様々な活動を通して、建築士事務所協会の地位向上に努めて参りたいと考えておりますので、引き続き協会へのご支援ご協力を宜しくお願致します。最後に協会員の皆様方のご発展とご多幸を心から祈念いたします。新年のご挨拶とさせていただきます。